

令和2年 5月 8日

保護者の皆様

京都市立北総合支援学校
校長 伊丹 由紀

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、生徒の学習・生活面等での相談・面談の機会も設けますので、お知らせさせていただきます。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）臨時休業の延長

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

2 臨時休業期間中の対応等

（1）特例受入

ア 期間 **5月29日（金）まで（土曜及び日曜を除く）**

イ 実施方法等

- ・ **スクールバスは時間どおりに運行します**（各バス停の発車時刻にバス停にご不在の場合にはバス発車します）。
- ・ **給食の実施はありません。 下校時は11時40分バス発とします。**

ウ 申込方法

- ・ 5月18日（月）以降の利用について、原則として、5月15日（金）17時までに**学校の管理職にお申し出ください**（やむをえず、期限を過ぎる場合は個別にご相談ください）。

次頁があります。

エ 留意事項

- ・ この度の特例受入の趣旨は、どうしても居場所の確保が難しい場合の非常的な対応であることについて、改めてご理解いただきますようお願いします。
- ・ お子様が自宅に一人で居ることが難しい場合等は、放課後等デイサービスをはじめとする福祉サービスの利用による安全な居場所の確保について、そうしたサービスのご利用も併せてお願いいたします。
- ・ 万一、児童生徒や保護者、教職員に感染者や濃厚接触者が確認される等、状況に変化があった場合は、緊急に全ての児童生徒の特例受入を中止する場合もあります。

(2) 個別の相談機会の設定

これまでから、電話連絡等により、児童生徒のご家庭での様子などをこちらから確認させていただいておりますが、ご家庭での悩みや困りごと等がございましたら、個別に本校（431-6636）までご相談ください。

(3) ホームページによる情報発信

ホームページにて動画配信（手話付きの校歌・本校教職員が独自に作成した動物体操など）を行なっておりますので、ご家庭で過ごされる際にご活用ください。また、京都新聞社発行のジュニアタイムスの情報（部屋で行うストレッチ・空気砲の作り方など）も掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

(1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、手洗いの励行や体温測定等、日々のお子様の体調管理にご留意いただき、風邪のような症状がある場合や、その他、体調不良の場合は、学校や福祉施設の利用をお控えください。

(2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。延長期間分の「健康観察票」は郵送いたします。

(3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 431-6636）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(4) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。